

電気料金への「太陽光発電促進付加金」の設定に伴う認可申請等について

当社は、本日、経済産業大臣に対し、電気供給約款等に平成26年度の太陽光発電促進付加金を設定するための認可申請を行いました。

また、託送供給約款の承認申請について、あわせて行っています。

○ 平成26年度の太陽光発電促進付加金単価

今回、法令等にもとづき算定し、認可申請および承認申請を行った、平成26年度の太陽光発電促進付加金単価は、次のとおりです。

なお、平成26年4月分は、国により、平成25年度の太陽光発電促進付加金単価水準とすることが定められています。

〔従量制供給の場合〕

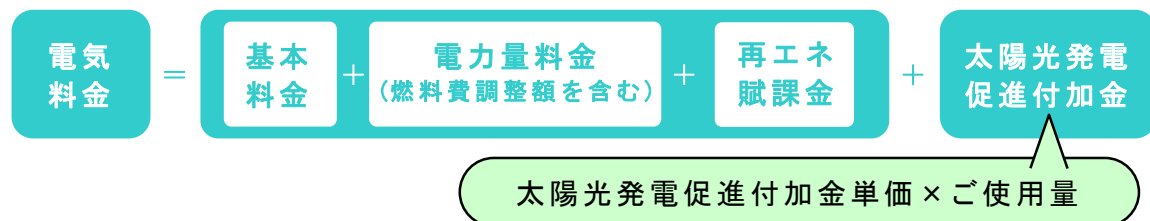
平成26年4月分（現行単価水準）	0.09円/kWh（注1）
平成26年5月分～9月分（注2）	0.04円/kWh

（注1）平成26年4月1日以降に新規ご使用のお客さまは、ご使用開始日から10銭/kWh（消費税率8%税込み）を適用。

（注2）太陽光発電促進付加金は平成26年9月分までで終了。

《太陽光発電促進付加金の具体的な算定方法》

※従量制供給の場合



（参考）ご家庭1か月当たりの影響額

太陽光発電促進付加金によるご家庭（使用量300kWhの場合）1か月当たりの影響額は、以下のとおりです。

平成26年4月分	平成26年5月分以降
27円	12円

なお、再エネ賦課金（注）とあわせると、1か月当たりの影響額は、以下のとおりとなります。

平成26年4月分	平成26年5月分以降
132円	未定

（注）再エネ賦課金単価は、毎年度、経済産業大臣が決定しますが、平成26年5月分～平成27年4月分は未定となっています。（平成26年4月分は0.35円/kWh）